障がい福祉サービスの概要を知りたい $\stackrel{\wedge}{\sim}$



福祉サービスの名称は聞きますが、中身がよく分かりません。

利用できる障がい福祉サービス(一部)

サービス名称	サービス概要	利用可能な 年齢
児童発達支援	通所により身辺自立や社会性向上などの療育支援サービスを提供。施設基準などにより「児童発達支援センター(他施設への援助・助言も行う)」と「児童発達支援事業」の二類型に分かれる。	未就学児
放課後等デイサービス	通所により放課後や長期休暇中の余暇活動や療育支援サービスを提供。保護者の就労支援という側面もある。	小学生から 高校生
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、学童保育などに在籍する児童へ、保育士や看護師などの専門スタッフが訪問して療育支援サービスを提供。	未就学から 小学生
居宅介護 (身体介護・家事援助)	ヘルパーが自宅において入浴やトイレ、食事の介助や 掃除や洗濯、食事作りなどのサービスを提供。	
居宅介護 (通院等介助)	ヘルパーが通院の介助、公的機関での手続き、施設の 見学のための外出に付き添うサービスを提供。	
行動援護	特に行動面で手厚い支援を必要とする人(行動障がいのある人)の外出付き添いや居宅内での支援などを提供。	
移動支援	目的地までの誘導や移動時に必要な支援を行うサービスを提供。1対複数の支援、車両を用いた支援なども実施可能。	未就学から 成人期
日中一時支援	放課後や長期休暇中の日中時間帯に、施設などで一時 預かりするサービスを提供。	
ショートステイ (短期入所)	保護者や家族の緊急時、あるいは一時的な休養のため に、施設での一時入所サービスを提供。	
施設入所 (長期入所)	保護者の疾病などにより家庭における養育が困難に なった際、障がい児施設における長期入所サービスを提 供。	

それぞれの福祉サービスは目的が違います。目的にあった支援を行ってくれ る事業所を組み合わせて利用している家庭も多いですよ。

また、各市町村の福祉制度についてお知らせする「手引き」等を作成してい る市町村もあります。まずは、市町村に問い合わせをしてみましょう。

